

男鹿市告示第 80 号

男鹿市保育園等完全米飯給食事業実施要綱を次のように定める。

令和 5 年 7 月 24 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市保育園等完全米飯給食事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担を軽減するため、完全米飯給食を実施し、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主食 米飯のことをいう。
- (2) 副食 主食と合わせて食べるものをいう。
- (3) 完全給食 児童に対し、給食の提供日に副食に加えて主食を提供することをいう。

(対象)

第 3 条 完全給食の対象は、7 月 1 日現在市内に住所を有する児童で、次に掲げる施設等において 3 歳以上のクラスに在籍しているものとする。

- (1) 男鹿市立保育園

(2) 市内の私立幼稚園

(3) 広域入所（委託）

2 前項の規定にかかわらず、7月1日現在市外に住所を有する児童で男鹿市立保育園及び市内の私立幼稚園の3歳以上のクラスに在籍している児童は、完全給食の対象とするものとする。

3 市長は、対象児童の保護者から、当該児童が完全給食を実施しない旨の申出があり、健康上の理由その他やむを得ない事由があると認めるときは、完全給食を実施しないものとする。

（支給方法及び支給重量）

第4条 支給は、男鹿市立保育園及び私立幼稚園については給食を通して実施し、広域入所（委託）については第3条で規定する対象児童の保護者に対して、申請に基づき男鹿産米を支給する方法により実施するものとする。

2 支給重量は、次のとおりとする。

(1) 男鹿市立保育園への支給重量は、対象児童一人当たり10キログラムとする。

(2) 私立幼稚園への支給重量は、対象児童一人当たり5キログラムとする。

(3) 広域入所（委託）の保護者への支給重量は、対象児童一人当たり10キログラムとする。

（事業費負担）

第5条 完全米飯給食事業の実施に伴う事業費は、市の負担とする。

（支給の申請）

第6条 支給を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、

男鹿市保育園等完全米飯給食支給申請書（様式第1号の1又は様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、男鹿市保育園等完全米飯給食支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する支給の決定をする場合において、必要に応じ条件を付するものとする。

（受領書）

第8条 男鹿産米を受領したものは、男鹿市保育園等完全米飯給食支給受領書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年7月24日から施行し、同年7月1日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。